



子ども・子育て支援新制度について

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て支援新制度のポイント



新制度は、

- ・待機児童の解消、小1の壁の打破
- ・子育て不安の解消！

など、子どもや子育てを巡る諸課題を解決し、少子化の進行を食い止め、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指す。

消費税率10%への引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、子育て支援の質、量の両面にわたる拡充を図る。

新制度の取組は、市町村が中心となって進める。

（地域の子育て支援ニーズを把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備）



子ども・子育て支援新制度の意義を改めて確認する

- 消費税増税分を活用して、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える
(子ども・子育て支援の質・量両面にわたる充実を目指す)
- 待機児童を解消する
- 幼児教育の機会を保障する
- 地域の実情に応じて、認定こども園制度を活用する
- 在宅の子育て家庭を含め、支援する
(3歳未満の在宅子育て家庭への支援の重要性)
- 地域の実情に応じた子育て支援を展開する
- 当事者参画(地方版子ども・子育て会議等の活用)により、
子ども・子育て支援を進める



消費税増税分を活用し子育てを社会全体で支える

●支援の量^量を拡充！

待機児童の解消をはじめ、必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指す。
子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やす。
1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やす。



※保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のとときに預けられる「病児保育」などの支援も増やす。

●支援の質^質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指す。

(例)

幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員配置の改善

幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員の処遇改善

放課後児童クラブの充実

教育・保育の場の選択肢を増やす

幼稚園

3~5さい



【幼児期の教育を行う学校】

- 親の就労状況などに関わらず入園できる。

保育所

0~5さい



- 【就労などのため家庭で保育のできない
保育所 保護者に代わって保育する施設】
- 両親ともに就労している等の理由が必要。

認定こども園

0~5さい



【教育と保育を一体的に行う施設】

- 保護者が働いていても、いなくても利用できる。
- 「子育て支援の場」もある。

地域型保育

0~2さい



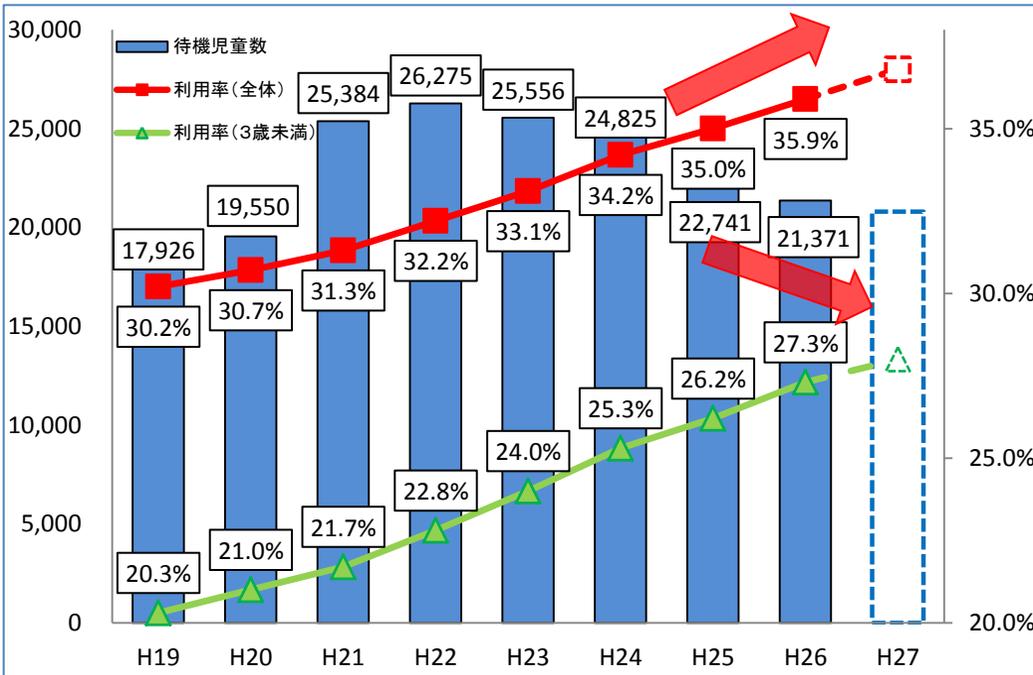
新しく
制度化

- 【施設より少人数の単位で、0-2歳
の子どもを預かる事業】
- ※小規模保育、家庭的保育
事業所内保育、居宅訪問型保育

※新制度に入らない私立幼稚園もある。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや保育料は今までどおり。

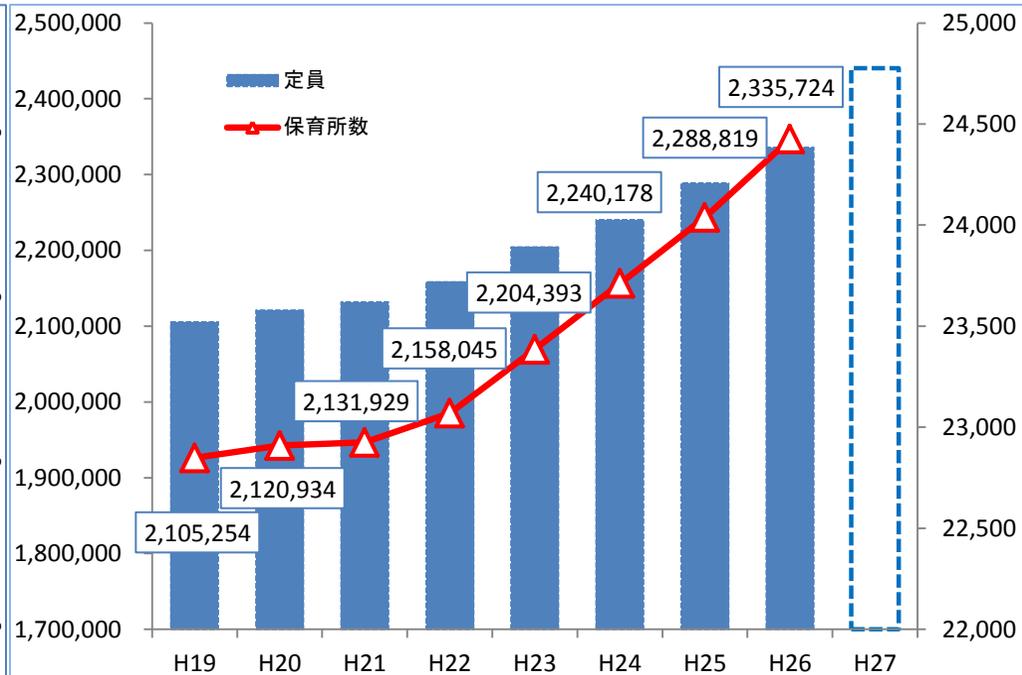
保育所利用児童数の推移

保育所待機児童数 及び、保育所利用率の推移



- 待機児童数は21,371人(H26)で4年連続の減少。
- 保育の潜在需要の顕在化により、利用率が増加。

保育所定員数、利用児童数 及び、保育所数の推移



- 平成25年度、26年度の2年間で約20万人の保育の受け皿が拡大する見込み。
- 平成29年度末までに、さらに約20万人の拡大を予定。

待機児童解消の具体策

<課題・現状>

<対 策>

①待機児童解消 加速化プラン

保育所を増やしても、潜在需要が掘り起こされ、待機児童が解消せず。

潜在需要も含めた市町村事業計画の策定と計画的に整備する待機児童解消加速化プランにより、国は、市町村の取組を支援し、平成29年度末までに40万人の受け入れ増を確保。

②保育の 認可制度の改善

自治体の裁量に任されており、基準を満たしても認可されない場合あり。

・客観的な基準を満たす限り、供給過剰である場合を除き、原則として認可しなければならない仕組みに。
(・株式会社であることを理由に認可しないことは認められない。)

③少人数の保育 への公的助成

原則、定員20人以上の施設(認可保育所)が対象。

19人以下の子どもを対象にした保育事業(小規模保育、保育ママ、事業所内保育)も認可事業とし、公費による安定的な運営支援。



新制度によって、私立幼稚園は何か変わるのか？

(注：各私立幼稚園が新制度に移行するかどうかを選択)

○公費による運営費支援が義務化、市町村には幼児教育の機会を保障する義務

※従来の私学助成・就園奨励費補助(予算補助)→施設型給付(義務的経費)による安定的な運営が可能に

※園には応諾義務が発生(=正当な理由がなければ入園を拒否できない)

※市町村には、幼児教育の受け皿を確保する義務(例えば、認定こども園化を検討)

○保育料は、所得に応じ、市町村が決定

※従来は、園ごとに一律の保育料+所得に応じた就園奨励費補助(キャッシュバック)の仕組み

※市町村が定める保育料とは別に、より手厚い教育を行うための対価として、上乘せ保育料を求められる場合もある

○幼児教育の質の向上を図る

※3歳児を中心に幼稚園教諭や保育士配置を改善

※幼稚園教諭や保育士の賃金等の処遇を改善

※保幼小接続の推進 など

○建学の精神に基づき、幼児教育を行う学校であることは不変

※園と保護者の直接契約の関係も不変

※保護者は、各園の教育方針や内容、上乘せ保育料などを理解した上で、園に直接申し込む

「認定こども園」制度化の背景

少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、地域の実情によっては、必ずしもこれまでの取り組みだけでは対応できない状況が顕在化。

- ・親の就労の有無で利用施設が限定(=親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園)。
 -
- ・少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化。運営も非効率。
- ・保育所待機児童が2万人存在する一方、幼稚園利用児童は10年で10万人減少。
- ・育児不安の大きい在宅の子育て家庭への支援が不足。

地域の実情に応じた新たな選択肢としての「認定こども園」制度

多様なニーズに対応

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能に。
- ・適切な規模の子ども集団を保ち子どもの育ちの場を確保。
- ・待機児童解消にも寄与。
- ・育児不安の大きい在宅の子育て家庭への支援を含む地域子育て支援が充実。

《参考》 認定こども園の数について

平成27年4月1日現在の「認定こども園」の数は全国で2,836件となり、前年度の1,360件からおよそ倍増

認定こども園数	（公私の内訳）		（類型別の内訳）			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2,836	554	2,282	1,931	524	328	53

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園639か所、保育所1,047か所、認可外施設38か所、認定こども園として新規開園したものが16か所となっている。複数の施設が1つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

子ども・子育て支援法に基づく 「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	家庭以外の保育を必要としない	家庭以外の保育を必要とする
3～5 歳児	<p>【1号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 ○認定こども園 <p>(幼稚園利用者： 3～5歳児の49.3%) (1*)</p>	<p>【2号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所 ○認定こども園 <p>(保育所利用者： 3～5歳児の44.5%) (2*)</p>
0～2 歳児	<p>地域の子ども・子育て支援 (3*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり ○子育て支援拠点 ○認定こども園等の 子育て支援機能 等 <p>(保育所を利用していない者： 0～2歳児の72.7%) (4*)</p>	<p>【3号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所 ○認定こども園 ○小規模保育 等 <p>(保育所利用者： 0～2歳児の27.3%) (2*)</p>

(1*)幼稚園利用者は「平成26年度学校基本調査」(文部科学省)より

(2*)保育所利用者は「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」(厚生労働省)より

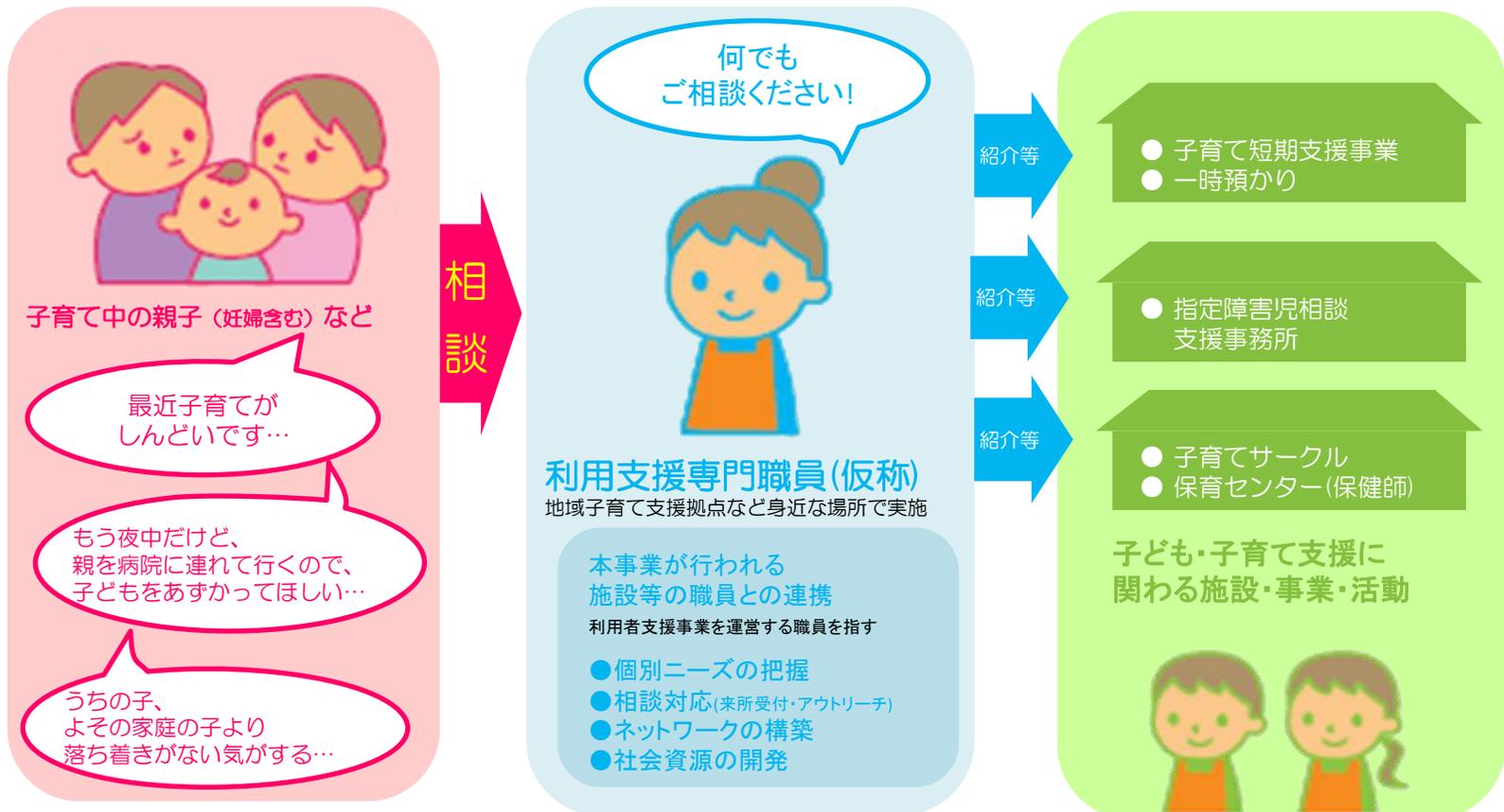
(3*)地域の子ども・子育て支援は全てのこどもが対象

(4*)保育所を利用していない者は保育所利用者からの差引

※(1*)(2*)(4*)を算出する際の乳幼児数は「人口推計年報(平成25年10月1日)」より

利用者支援事業の創設

- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 利用方法等が分からないなど、**子ども・子育てに関する総合窓口**として、**誰もが利用できます。**



地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、一定規模の子ども集団を確保しつつ、教育・保育の提供が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、身近な場所で保育の場の維持が可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、在宅の子育て家庭に対する支援を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

子ども・子育て支援新制度の 主なポイント

① 認定こども園制度の改善
・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

② 小規模保育等への財政支援の創設
・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

③ 地域の実情に応じた子育て支援の充実
・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、待機児童の解消が可能

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、機動的な待機児童対策を講じることが可能

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、多様な保育ニーズに応える事業を中心に展開

新制度の基盤

④ 市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援新制度においては、全ての市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられている。
- 事業計画の策定にあたっては、多くの自治体で、子育て当事者や子育て支援に関わる関係者などから構成される「地方版子ども・子育て会議」を設置し、多様な意見を反映。



地方版子ども・子育て会議に引き続き期待される役割

- 地域の子育て家庭の実情やニーズを踏まえた施策の展開・計画の推進を図るため、利用者である住民や子ども・子育て支援活動の担い手などの会議への参画による当事者意見の反映。
- 計画を策定しただけで終わらせるのではなく、子育て支援施策の実施状況や計画の進捗状況など、継続的な計画の点検・評価・見直し（PDCAサイクル）。



子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について

(平成27年3月19日 子ども・子育て会議資料より)

【基本指針(抄)】

○子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

【点検及び評価の内容(例)】

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・質の向上の進捗状況(指標例:質の向上項目の実施状況)
- ・計画を実施するために必要な財源の確保状況等
- ・計画全体の成果(アウトカム)(指標例:子育て支援全般についての住民満足度)

【点検及び評価の方法】

① 地方版子ども・子育て会議の活用

地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

※内閣府においては、27年度前半中に「地方版子ども・子育て会議の好取組事例調査」を実施し、取りまとめ結果を全自治体に情報提供する予定。

② その他

適宜、利用者・事業者等に対するヒアリングやアンケート調査等を併用することも考えられる。

平成27年度における子ども・子育て支援新制度の施行に係る取組方針(案)

(平成27年5月21日 子ども・子育て会議資料より)

【基本方針】

- ・自治体、事業者、利用者に対する新制度の理解促進と浸透に努める
- ・制度の施行状況の把握に努め、点検・評価を行いつつ、必要な対応措置を講じることを通じ、制度の円滑な施行に取り組む

(主な取組予定案)

○都道府県等担当者に対する説明会実施(4月20日)

○私立幼稚園の新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査(4月28日)

○私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

○地方版子ども・子育て会議取組事例調査

活発な活動を行っている地方版会議等の事例について調査し、報告書(取組事例集)作成し、結果を全市町村に情報提供、それぞれの自治体において、地方版会議等を活用した点検・評価を実施する際の参考材料を提供する

○自治体との情報交換・意見交換会の実施(各都道府県を訪問)

○新制度説明パンフレットの改訂・配布(施設・事業者向けハンドブック、保護者向けなるほどBOOK)

○新制度普及啓発人材育成研修(全国8か所程度)

地域の身近な場で、保護者や子育て関係者を対象とした勉強会等において、分かりやすく新制度の説明が出来ると共に、適切に会を運営できる人材を育成することを目的として、NPO法人等においてリーダー的な役割を担う者、新制度を担当する市区町村の職員等を対象とする研修会を実施

○この他、適宜のタイミングでの自治体向け説明会の開催や国民向け制度広報の実施を検討

保育の必要性の認定・利用調整

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

新制度施行前の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)



新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

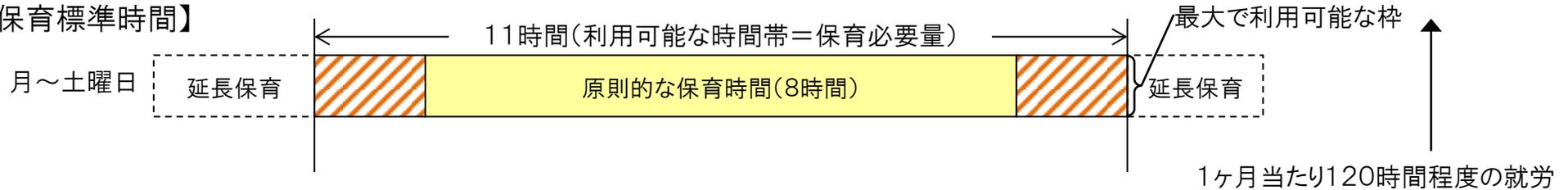
保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

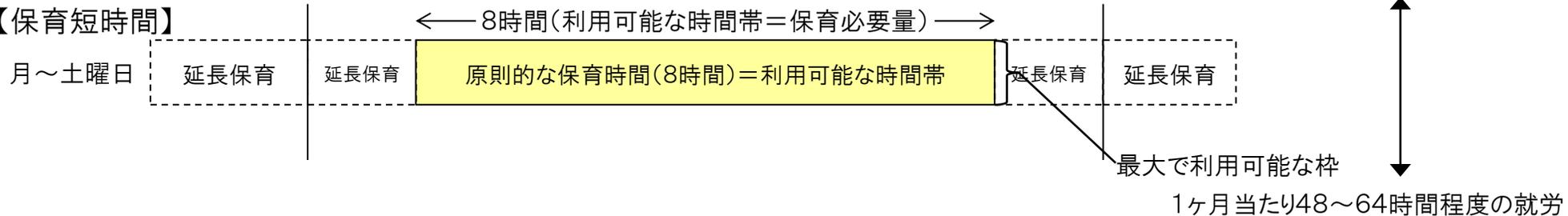
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....

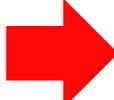
計 X人

Bグループ(9点)

△△ △△
□□ ○○
.....

計 Y人

※ 保育短時間も同様

 **利用調整へ**

共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等

保護者の利用希望等		支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等※ ¹ のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	一時預かり事業
	●幼稚園等と保育所等※ ² の両方を希望(併願) <ul style="list-style-type: none"> ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園 ●保育所等のみを希望 <ul style="list-style-type: none"> ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園 	2号	特例施設型給付(2号)の対象	
保育認定を既に受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園 		既に受けている2号認定をそのまま活用		

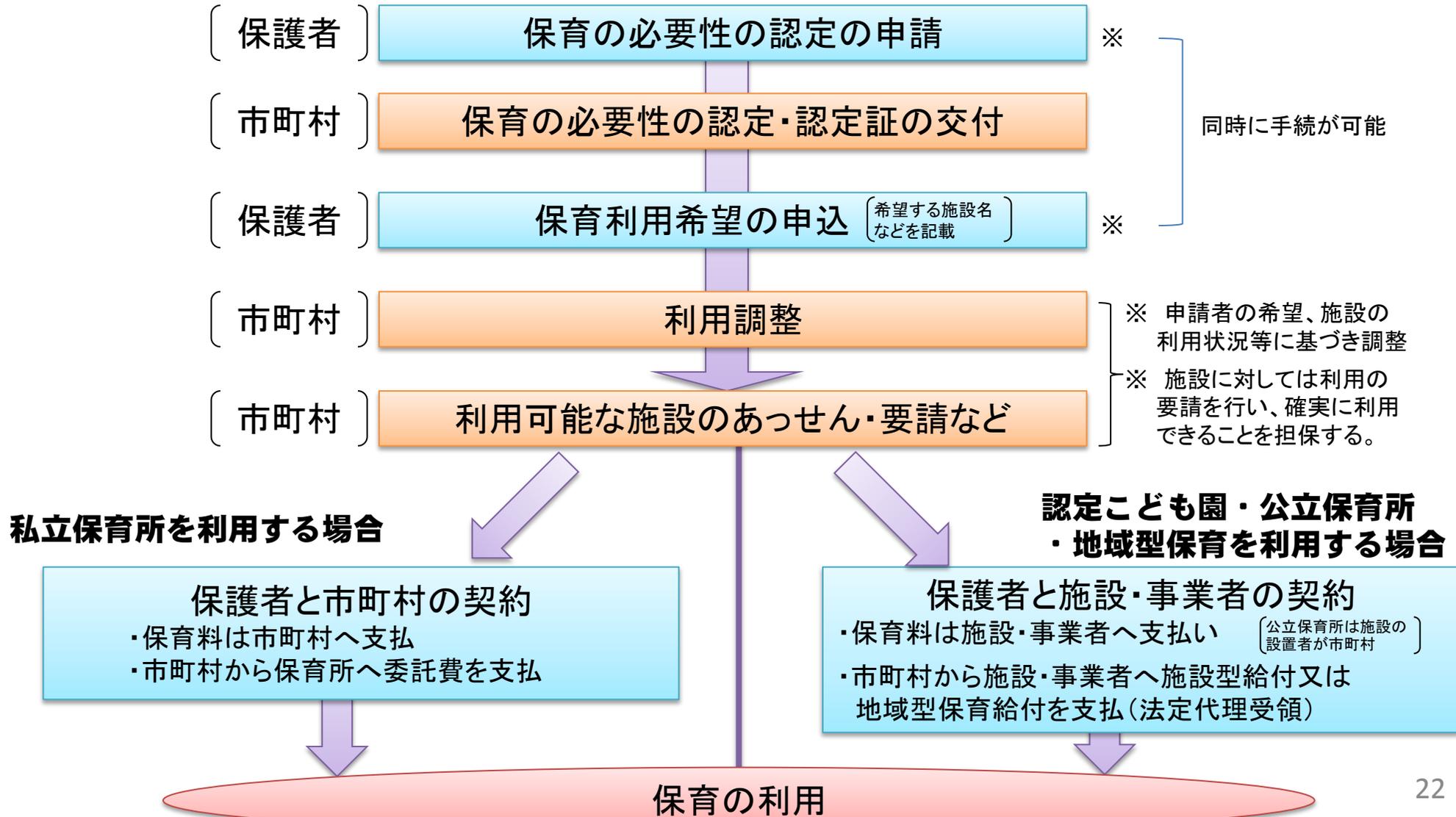


入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。

※1 幼稚園等: 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)
 ※2 保育所等: 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)

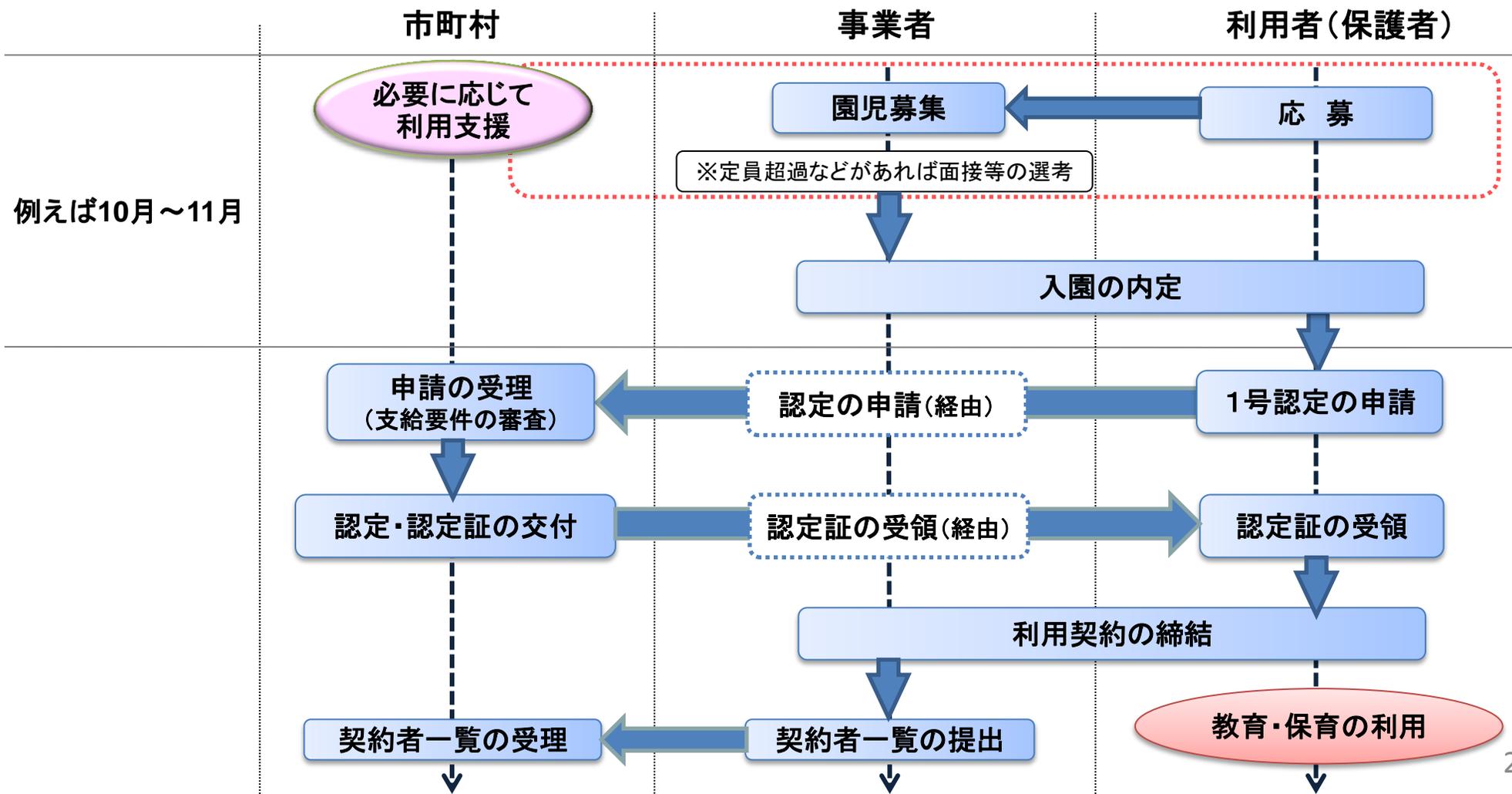
新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

- 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。
 - * 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
 - * 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- 市町村・保護者の事務負担軽減や従前の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする。



公定価格と給付事務

公定価格について

～押さえておきたい基本的なポイント～

○公定価格＝給付費＋利用者負担額

- ※市町村から施設・事業者を支払われるのは公定価格から利用者負担額を差し引いた額になる
- ※毎月支払いが原則

○1人当たり単価として設定

○地域区分・定員区分・認定区分・年齢区分・保育必要量別に単価設定

- ※定員区分については、定員が大きくなるほど単価が下がる構造

○適用される定員は、認可定員ではなく利用定員に基づく

- ※利用定員は認可定員と一致させるのが基本だが、認可定員割れをしているようなケースは、利用実態を踏まえ、利用定員を設定
- ※定員を超える受け入れ(定員弾力化)は運用としては認められるが、一定の要件に該当する場合は公定価格の額を調整
- ※年度当初の定員超過も可能だが、適切に利用定員が設定されていることが前提

○認定こども園に適用される定員区分は、1号部分と2・3号部分を分けて適用

○年齢区分ごとに単価が設定されているが、例えば4歳に到達した3歳児については、3歳に適用される単価と同じ単価に設定

- ※利用者負担の適用も同様(年度途中で3号→2号認定に切り替わっても、当該年度中は利用者負担額は3号の額が適用される)

○公定価格は、基本分単価＋各種加算額により算定

- ※基本分単価に含まれる内容は、制度的な位置付けの違い等から、認定こども園・幼稚園・保育所で若干異なる部分がある
- ※各種加算額は加算の要件を満たした場合に加算
- ※処遇改善等加算については用途が限定される
- ※必要な調整が講じられる場合がある

公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

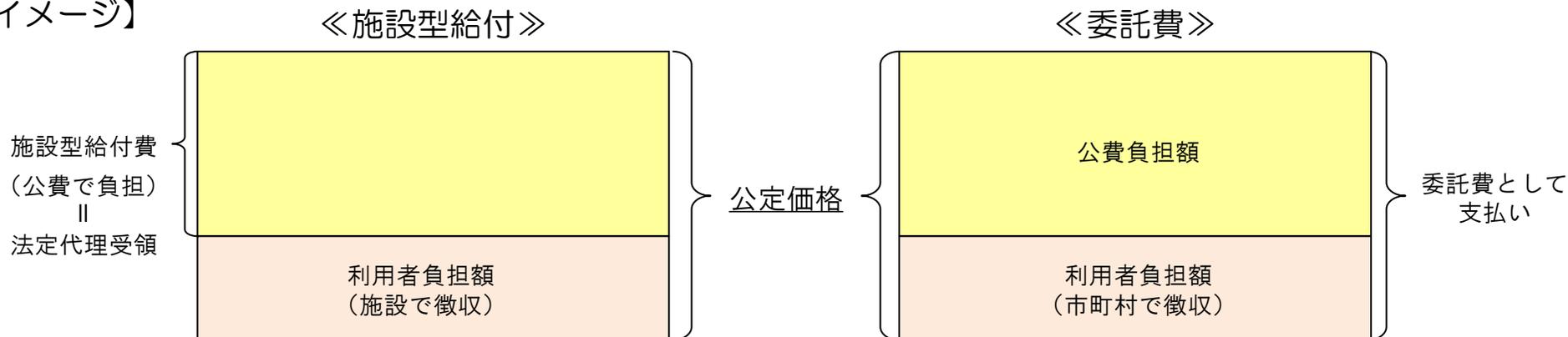
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

※市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

【イメージ】



公定価格の骨格（全体イメージ）

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成。質の向上項目等に必要1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素①：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②：人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間（1号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

<保育標準時間・短時間（2号・3号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加
 ※研修代替要員費を追加

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

従前水準ベース

基本額

- ▶ 人件費 【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1

 - ・園長
 - ・教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - ・学校職員
 - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- ▶ 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- ▶ 事業費
 - ・教材費等

加算額

- ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・チーム保育加配加算
 - ・通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - ・処遇改善等加算
- ▶ 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費加算
 - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算 等

調整

- ▶ 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- ▶ 人件費
 - 事務負担への対応
 - ▶ 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応するもの

- ▶ 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- ▶ 主に管理費
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

従前水準ベース

基本額

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - ・保育士
 - ・調理員
 - ・非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - ☐保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - ☐研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・所長設置加算
 - ・事務職員雇上費加算
 - ・主任保育士専任加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - ☐職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - ☐職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - ☐休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - ☐地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - ☐栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - ☐減価償却費、賃借料等への対応
 - ☐小学校との接続改善(保幼小連携)
 - ☐第三者評価の受審費用

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合

等

認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

- 認定こども園の認可基準等を基に、「質の向上」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

基本額(1人当たりの単価)

- ▶ 共通要素①: 地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- ▶ 共通要素②: 人件費、事業費、管理費

各種加算等

- ▶ 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・ <u>3%充実</u>)
<u>小学校接続加算</u>	円
<u>第三者評価受審加算</u>	円
<u>減価償却費等加算</u>	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

※研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

※事務職員(2日分)追加(共通)

※主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

・青字：幼稚園と共通の項目

・赤字：保育所と共通の項目

・黒字：幼稚園及び保育所と共通の項目

従前水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - ・園長
 - ・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - ・調理員、学校職員
 - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・チーム保育加配加算
 - ・通園送迎、給食実施加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算 等

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

※認定こども園では実施義務

加算により対応するもの

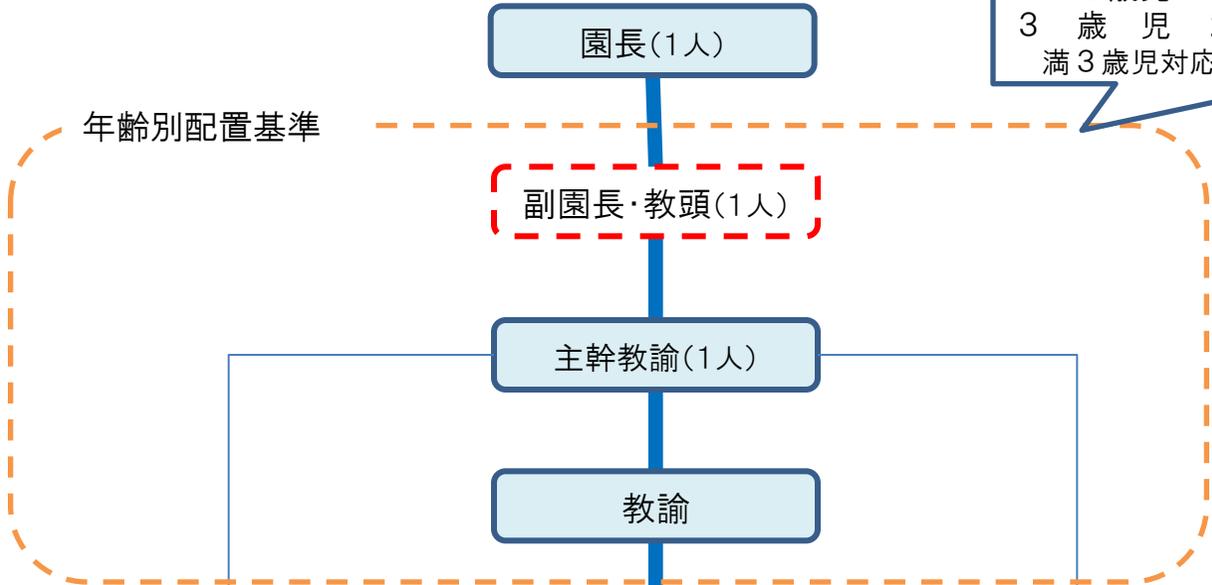
- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない
 : 加算

4・5歳児 30:1
 3歳児 20:1 (15:1まで加算)
 満3歳児対応は6:1まで加算



(注) 基本分単価には、これらのほか、「事務職員及び非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託等)」の充足が必要。

専任化代替教員1人※3
 ※3 非常勤講師で可

学級編制調整(1人※1)
満3歳児対応
チーム保育(1~6人※2)

※1 利用定員36~300人の施設のみ
 ※2 利用定員~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は4人、301~450人は5人、451人~は6人を上限

《障害児受け入れ施設》
療育支援補助者※4
 ※4 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)

----- 以下は施設型給付以外での対応 -----

○地域子育て支援事業(一時預かり事業(幼稚園型・一般型))

一時預かり対応

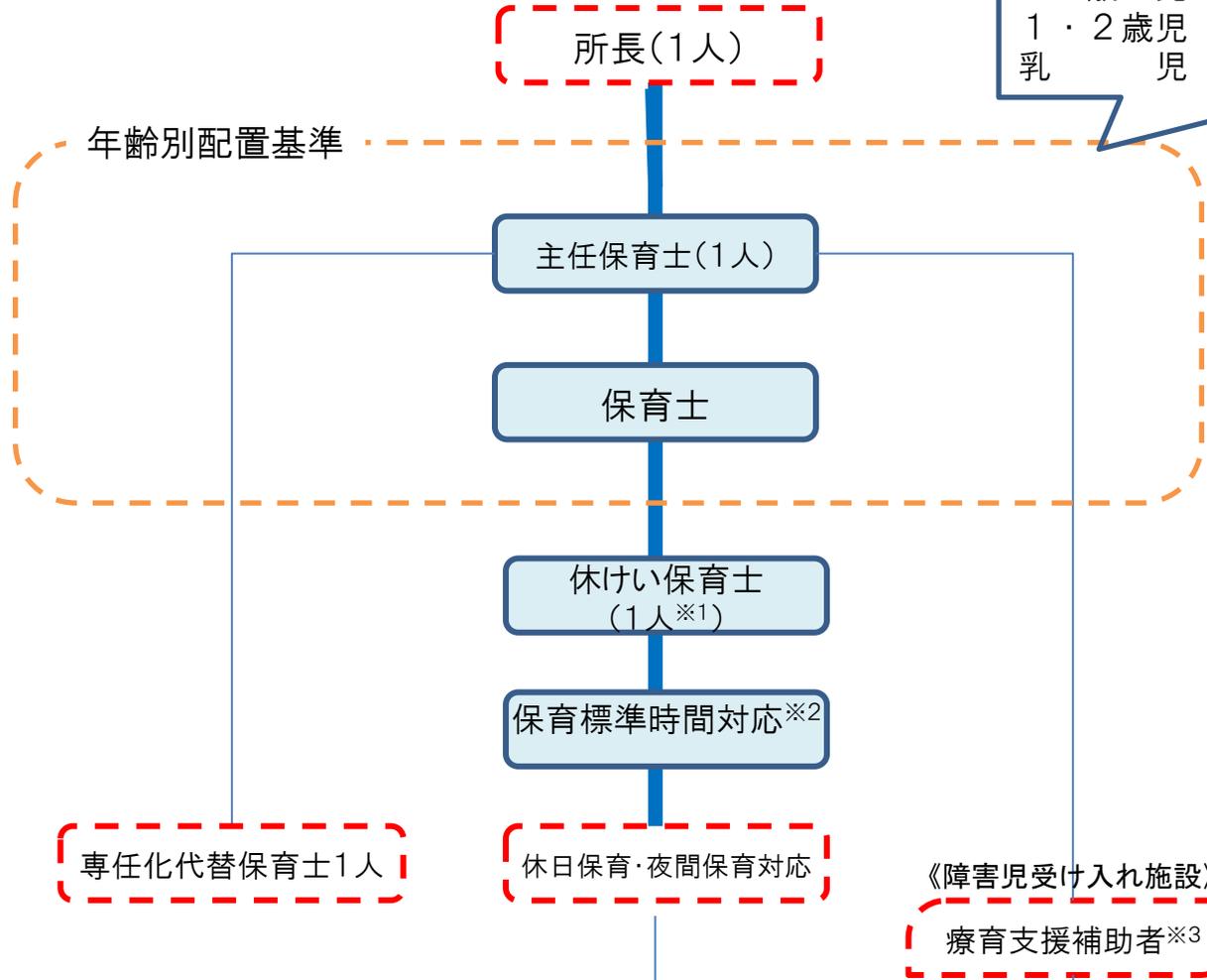
障害児対応

○私学助成(幼稚園特別教育経費)

公定価格からみた保育所における職員配置のイメージ

 : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない
 : 加算

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1 まで加算)
1・2歳児	6 : 1
乳児	3 : 1



(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員^{※4}」「非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「嘱託医・嘱託歯科医」の充足が必要。

- ※1 利用定員90人以下の施設のみ
- ※2 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可
- ※3 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)
- ※4 利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人～は3人(うち1人は非常勤)

----- 以下は施設型給付以外での対応 -----

○地域子育て支援事業(延長保育事業)

延長保育対応

障害児対応

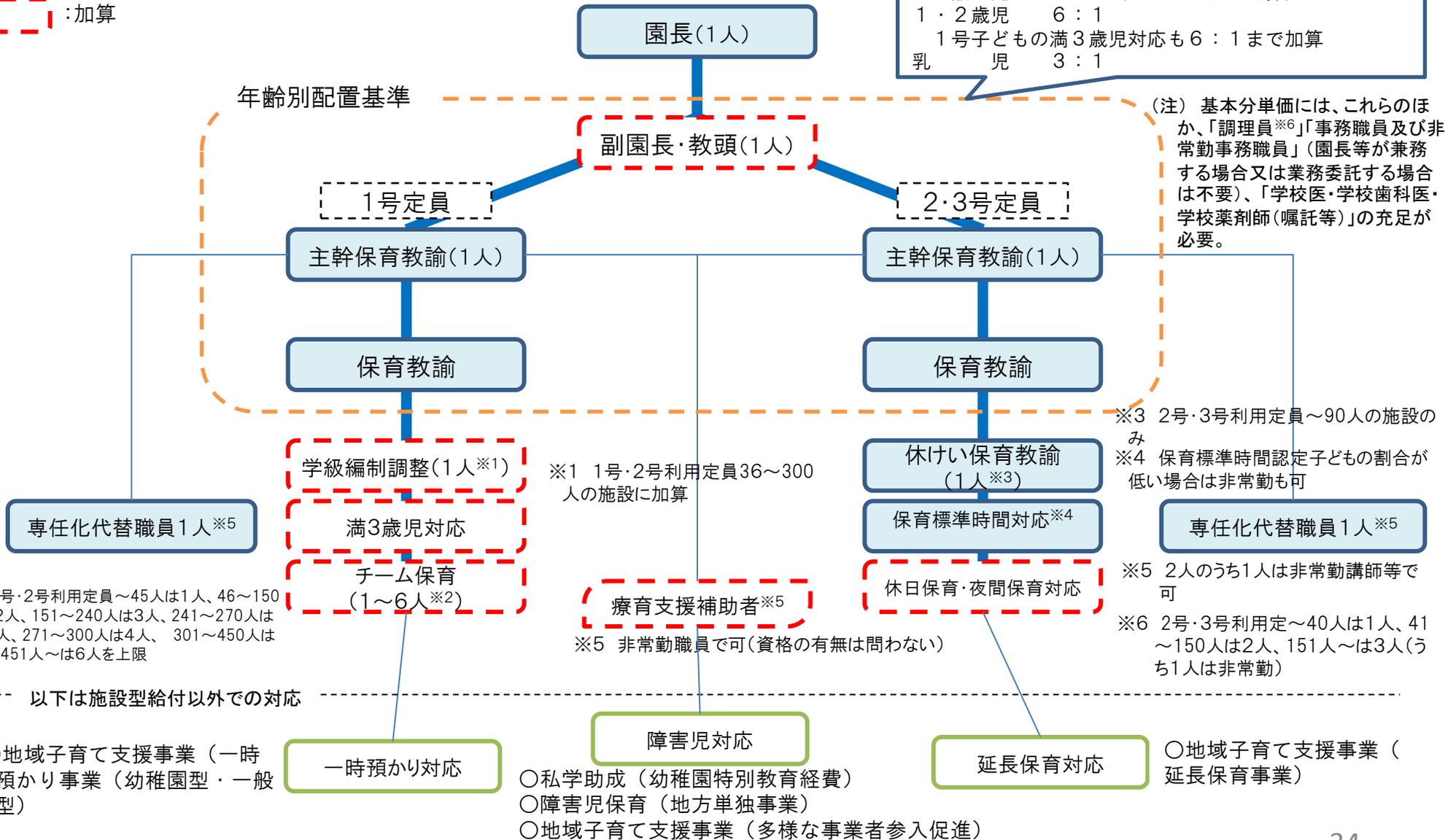
公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価
 : 加算

※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6 : 1
1号子どもの満3歳児対応	6 : 1まで加算
乳児	3 : 1

年齢別配置基準



施設型給付等の支払いについて(平成27年4月9日事務連絡)

施設型給付等の支払いについて(依頼)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、ありがとうございます。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付等(私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。)の支払いについては、施設・事業者の事業運営に支障が生じることのないよう、下記の点に留意の上、ご対応いただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡につきまして、貴管内市町村に周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

- 平成27年3月10日付け事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(案)の送付について」においても依頼したとおり、施設型給付等に係る各種加算については、4月時点でその認定が行われていない状況も想定されますが、その際は、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に施設型給付等の支給を行い、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、柔軟の対応をお願いします。
- 施設型給付等に係る各種加算については、加算の要件を満たす場合に加算されるものですが、施設型給付等の性格上、加算の要件を満たしているにもかかわらず、市町村の独自の判断により加算を行わないという取扱いは認められません。
- 施設型給付等の支給については、平成27年2月3日付け事務連絡「施設型給付費等の支払について」において、自治体の実情により必要と認められる場合には、毎月支給ではなく、数か月分をまとめて、あらかじめ概算払いにより行っていただいても差し支えない旨をお示ししているところですが、この取扱いは、あくまで前払いを想定したものです。もとより、子ども・子育て支援法施行規則第18条においては、毎月支給するものとされており、数か月分をまとめて後払いすることは認められませんので、そのような運用がなされることのないよう、ご留意願います。

施設型給付等の支払いの円滑な実施について(平成27年5月20日事務連絡)

施設型給付等の支払いの円滑な実施について(依頼)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付等(私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。)の支払いについては、平成27年4月9日付け事務連絡「施設型給付等の支払いについて(依頼)」(以下「4月9日付け事務連絡」という。)においてその留意事項をお知らせしたところですが、一部の施設・事業者からは未だに、施設型給付等が本来支払われるべき額に不足していること等から、夏季賞与を含めた職員給与の支払いに支障が生じ、このままでは支給認定子どもに対する教育・保育の提供に影響を生じかねないなどの不安の声が寄せられているところです。

つきましては、下記の点にご留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡について、貴管内市町村に周知していただき、実情を把握の上、適切な対応が図られるよう、指導・助言していただくようお願いいたします。

記

1. 4月9日付け事務連絡で依頼したとおり、施設型給付等の支給については、法令上は毎月支給するものとされていることから、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要があること。また、支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮していただきたいこと。
2. 処遇改善等加算については、原則として都道府県知事が加算の認定を行うこととされているが、これについても1. のとおりの取扱いとしていただきたいこと。このため、各都道府県において各施設・事業者ごとの暫定的な加算率の見通しを示す等の対応をしていただきたいこと。

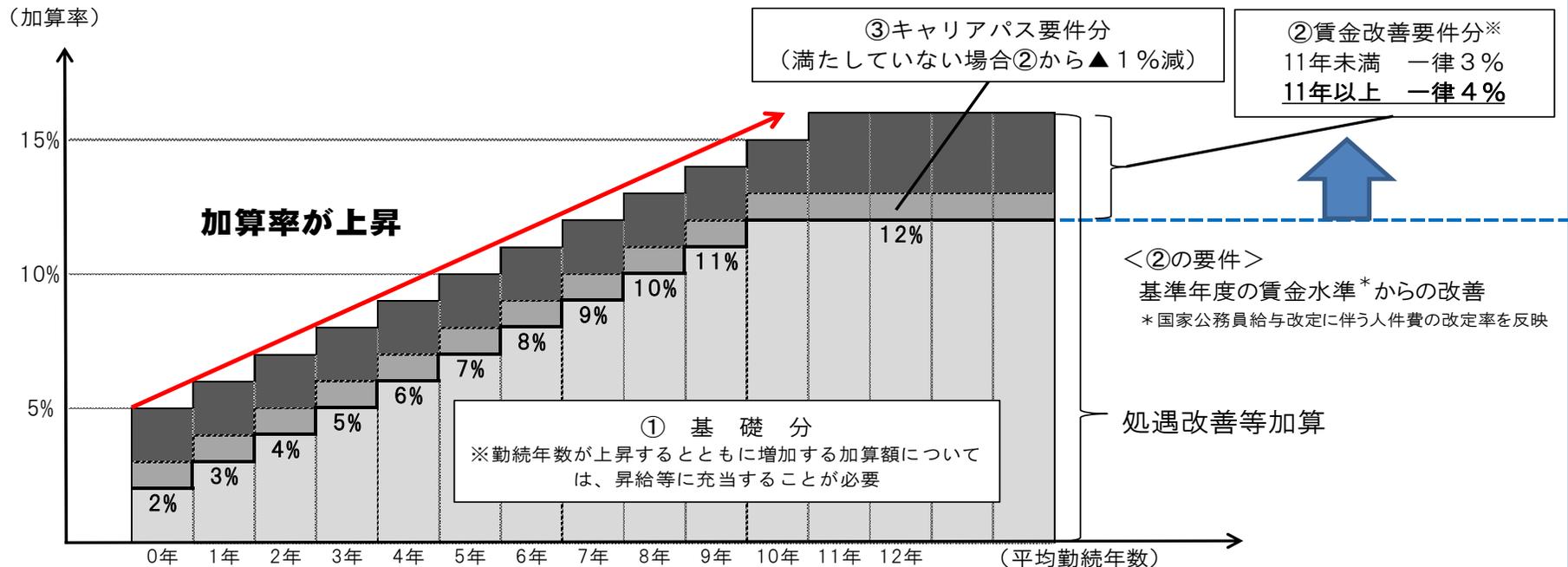
施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(通知)の主なポイント

加算率の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員（法人役員を除く）
平均勤続年数の算定対象職員	全ての常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む）
平均勤続年数の算定	<p>現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での勤続年数も合算可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ・ 社会福祉事業を行う施設・事業所 ・ 児童相談所における児童を一時保護する施設 ・ 認可外保育施設 ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、助産所
賃金改善要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準年度からの職員の賃金改善に確実に充てること <ul style="list-style-type: none"> 【基準年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度 ・ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設は平成24年度 ○ 賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出 ○ 賃金改善要件分にはキャリアパス要件分を含んでいること (キャリアパス要件を満たさない場合は1%減)

処遇改善等加算のイメージ

○ 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員 1 人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件。



※ 平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。(平成26年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限る。)

※ 基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

処遇改善等加算の保育所における経過措置について

- 平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。）については、26年度と27年度以降とで平均勤続年数に変更がない場合等、賃金改善（＝処遇改善）に充てなければならない加算率が27年度のほうが厳しくなるケースがある。
- 求める要件だけが厳しくならないよう、下図の丸枠に該当する平均勤続年数から外れるまでの間（例えば平均勤続年数4年→6年）、経過措置による賃金改善要件分率を適用することも出来るようにしている。

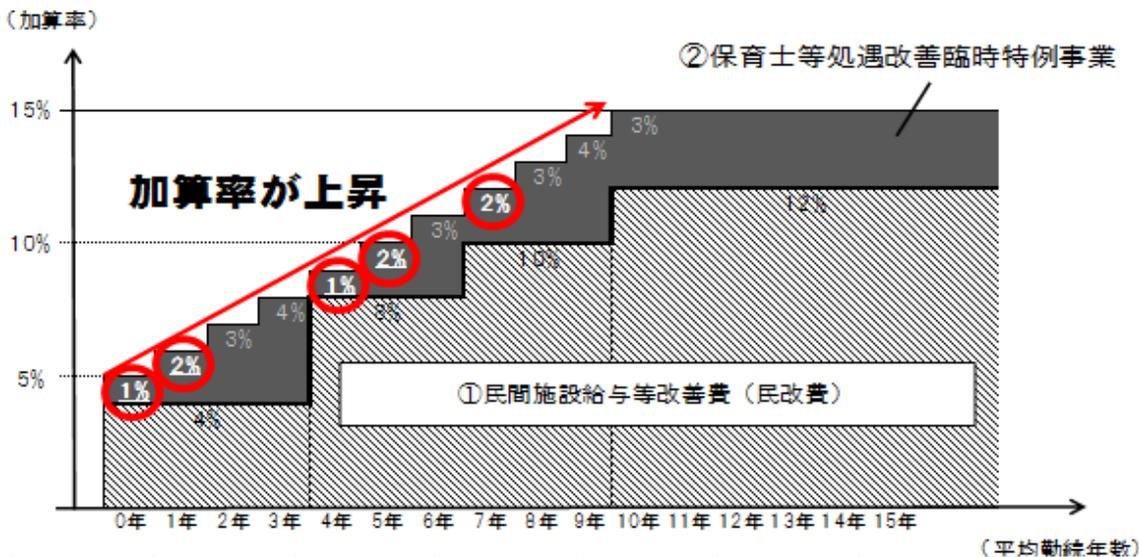
（例）平均勤続年数4年の場合

26年度・・・民改費（8％） ＋ 処遇改善事業分（1％） ＝ 9％

27年度・・・基礎分（6％） ＋ 賃金改善要件分（3％） ＝ 9％

→ 経過措置適用後・・・基礎分（8％（＋2％））＋賃金改善要件分（1％（▲2％））＝9％

➤ 平成26年度における民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業



（保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表）

①平成26年度の平均勤続年数	②職員1人当たりの平均勤続年数	③賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満 4年以上 6年未満 2年未満	2%
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満 2年未満	
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満 4年以上 5年未満 1年以上 2年未満 1年未満	1%
1年以上 2年未満	2年未満 1年以上 2年未満 1年未満	
1年未満	1年未満	1%

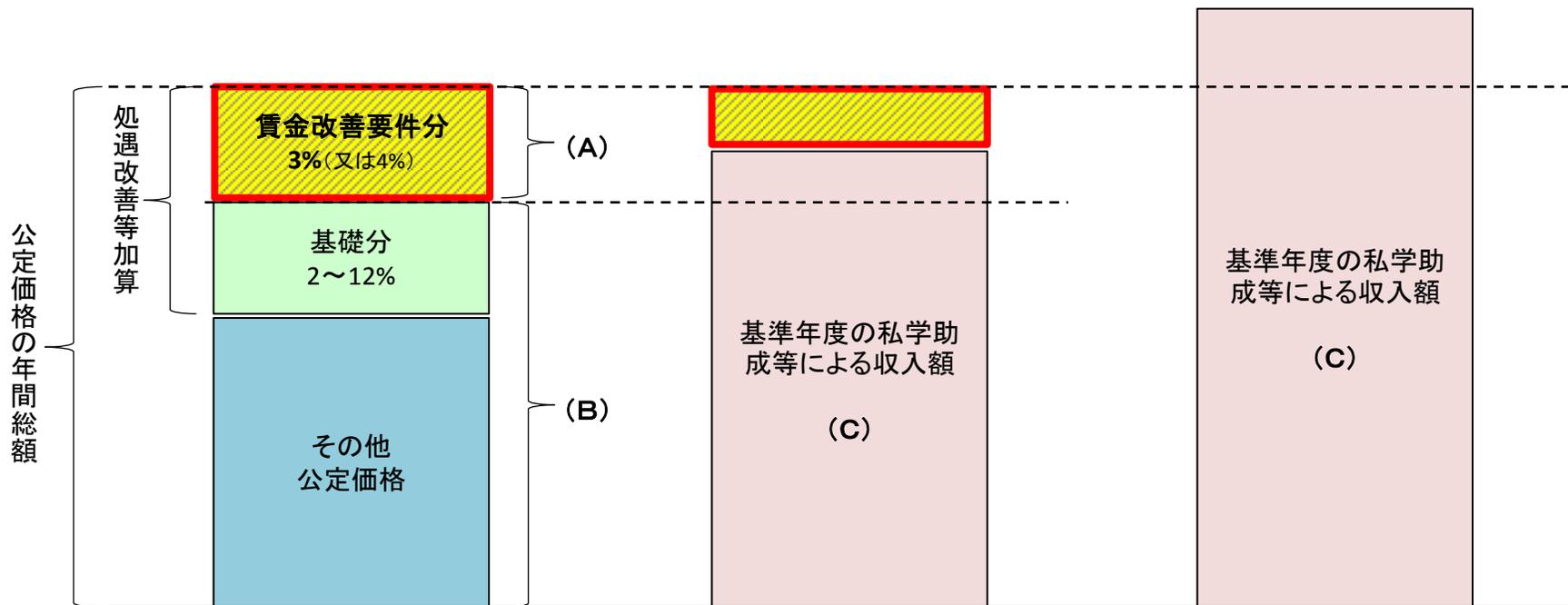
26年度の処遇改善事業分として1～2％の賃金改善であった平均勤続年数

かつ

27年度以降の平均勤続年数で、仮に26年度の処遇改善事業であったら1～2％の賃金改善であった平均勤続年数

の場合、経過措置を適用することも可能。

私立幼稚園に係る処遇改善等加算の支給に伴う賃金改善額特例について



基準年度の賃金水準に対する賃金改善所要額

※法人の役員である職員は対象外

【原則】

(A)

【特例①】

(C) > (B) の場合

(A) + (B) - (C)

【特例②】

(C) > (A) + (B) の場合

基準年度の賃金水準の維持・向上の努力義務

公定価格に関するFAQ(基本単価と必要な職員配置)

保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。

特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。

また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。

平成27年3月10日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（案）の送付について」の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士（常勤）等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。

また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。

なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。

公定価格に関するFAQ(休日保育)

休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。

新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、**利用料を徴収することはできません。**

なお、保護者のいずれかが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。

また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など**保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用**することが考えられます。**この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。**

なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、**公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。**

常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。

保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、**保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはできません。**

休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。

日曜日における就労等に係る保育二一ズへの対応の観点から、**間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。**

公定価格に関する基本通知・参考資料

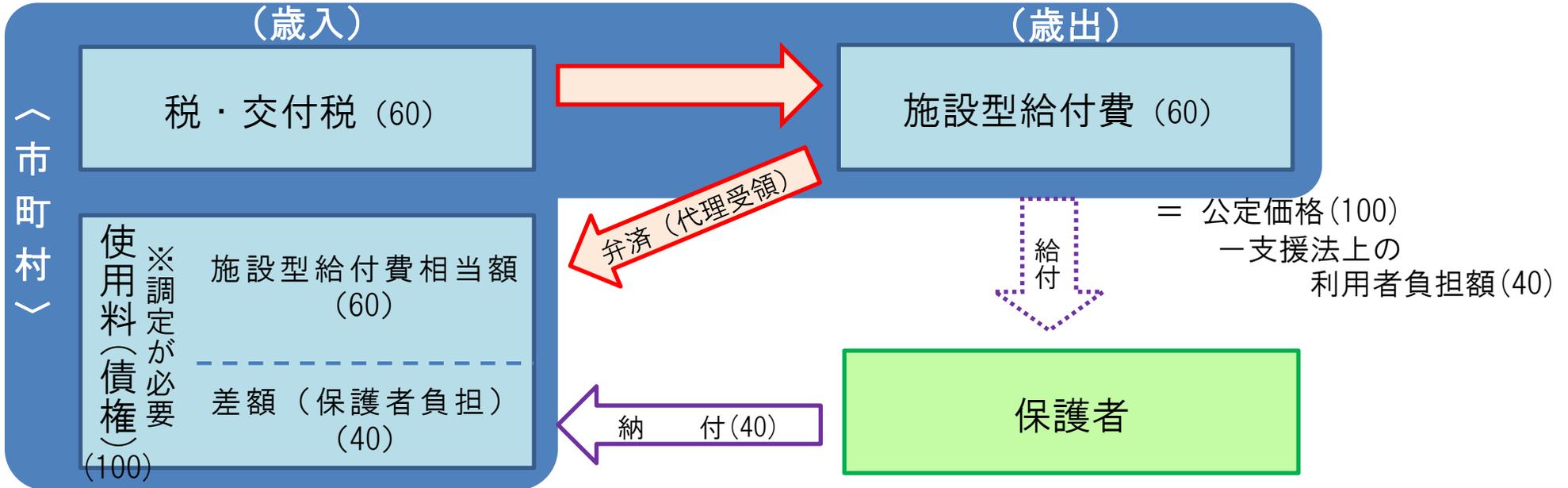
公定価格に関する基本通知及び参考資料は以下のとおりですので、詳細については当該資料でご確認ください。

- ・ 「特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及特例保育に要する額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）
- ・ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日通知）
- ・ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日通知）
- ・ 自治体向けFAQ
- ・ 公定価格に関するFAQ（よくある質問）

公立施設の予算等の取扱い

公立施設・事業に係る利用者負担（使用料）の設定方法

○ 以下は、子ども・子育て支援法の規定を基にした、給付費等の流れのイメージ



公定価格

地方財政措置の水準
(給付費相当分)
+
国基準の
利用者負担額の単価等
を用いて市町村が設定

市町村は、

- ① 使用料の額を公定価格の額 (=地方財政措置の水準等) により定める
- ② 支援法上の利用者負担額は、国の定める上限の範囲内で①とは別途定める
- ③ ①の全額を調定=債権化
- ④ ①から②を差し引いた額を施設型給付費として支出
- ⑤ ③の債権 (施設型給付費相当額) の弁済に④を充当 (代理受領) し、②で定める利用者負担額を保護者に対して納入告知→保護者から納付

※地域型保育事業の場合

「税・交付税 (60)」→「国費 (30)、県費 (15)、税・交付税 (15)」

「使用料・公定価格=地方財政措置の水準等」→「使用料・公定価格=国が定める公定価格」

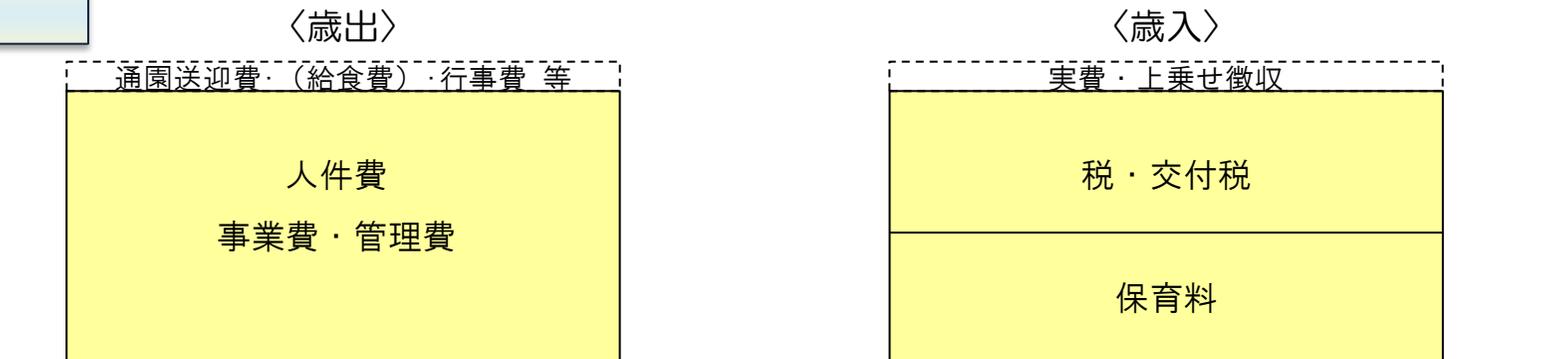
(利用開始前)



(利用開始後)

個人給付化に伴う市町村の歳入・歳出予算のイメージ（公立施設・事業）

現 行

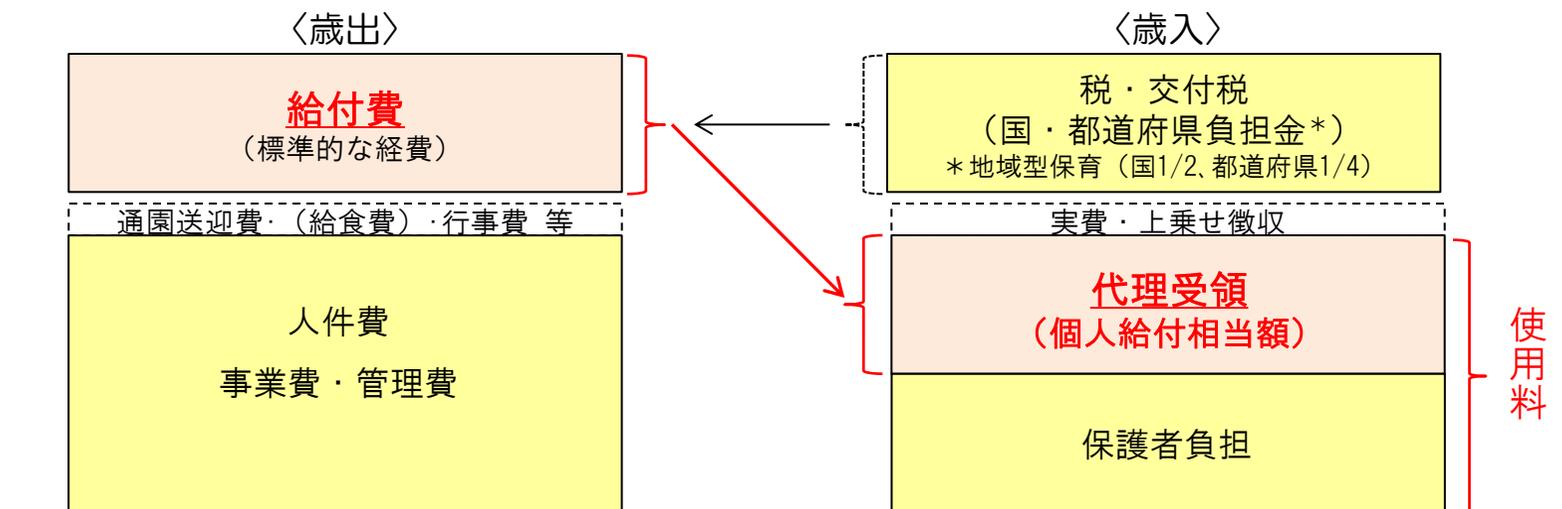


※上記の他に、就園奨励事業に関する歳入・歳出が計上されている場合がある。

新制度移行後

⇒ 給付費の歳出・歳入(代理受領)分、市町村の予算・決算規模が拡大する（所要の一般財源は変わらない）。

※市町村の予算上、給付費に係る歳入・歳出予算と、実際の公立施設の職員の人件費等を賄うための歳入・歳出予算が計上されることになるが、これらは目的が異なるものであり、予算の二重計上には当たらない。



公立幼稚園・保育所・認定こども園に係る公定価格の設定方法

考え方

- 施設型給付費に係る公定価格（特定教育・保育に通常要する費用の額）については、公立施設（幼稚園・保育所・認定こども園）も含めて内閣総理大臣が定めることとされている。一方で、公立施設については、設置者である市町村の責任の下、全額が市町村の負担により運営されている施設である。そのため、公立施設に係る公定価格について、内閣総理大臣が定める基準としては「施設の設置主体である市町村が、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて定める額」と規定している。

※ 地域型保育給付費に係る公定価格は、国・都道府県による負担が行われることになるため、内閣総理大臣が定める額による。

- 上記のとおり、公立施設の特定教育・保育に通常要する経費としての「市町村が定める額」の設定に当たっては、各市町村の公立施設の実態や取組の状況に応じ、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、市町村ごとに定めることになる。具体的な金額の検討に当たっては、当該施設に係る予算額・決算額等を利用者数で除して定めることのほか、国の公定価格の単価表（一般的な水準額は次頁参照）や市町村管内における私立施設の公定価格を参考に検討すること等が考えられる。

その際、

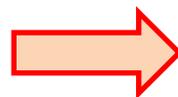
- ・平成27年度予算においては、公立施設の地方財政措置においても、消費税引き上げによる増収分を活用して、3歳児の配置改善等の質の向上が図られていること
- ・公立施設の運営の実態を踏まえて、どのような経費を対象とし、どの程度の給付水準とするかを判断する上で、国の公定価格の単価表や所在する地域の私立施設の給付水準を参考とすることが考えられること
- ・他市町村の住民による広域利用が行われる場合にも、施設所在市町村の公定価格を用いて給付が行われること（給付は居住地市町村から行われる）
- ・利用者負担額は私立施設に適用される国基準の公定価格ではなく、各市町村が定めることとなる公立施設の公定価格の単価が限度となること
- ・仮に公立施設の運営等に要する経費の歳出の決算額が、特定財源である使用料（施設型給付の代理受領分＋保護者負担）の額を上回った場合、どのような財源を充てるかの検討が必要になること

等に留意が必要。

〈公立施設に係る実際の支出〉

通園送迎費・（給食費）・行事費等

人件費
事業費・管理費



〈内閣総理大臣が定める公定価格〉

「市町村が定める額」
（特定教育・保育に通常要する費用の額）

(参考) 国の公定価格の一般的な水準

地域区分	年齢区分	認定区分				
		1号	2号		3号	
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
20/100 地域	4歳以上児	53,500	61,340	55,090		
	3歳児	68,300	75,690	69,440		
	1、2歳児				129,620	123,370
	乳児				212,120	205,870
16/100 地域	4歳以上児	51,900	60,040	54,050		
	3歳児	66,200	74,010	68,010		
	1、2歳児				126,440	120,450
	乳児				206,390	200,400
15/100 地域	4歳以上児	51,600	59,750	53,670		
	3歳児	65,800	73,610	67,530		
	1、2歳児				125,600	119,520
	乳児				204,990	198,910
12/100 地域	4歳以上児	50,600	58,740	52,900		
	3歳児	64,400	72,110	66,270		
	1、2歳児				123,150	117,300
	乳児				200,660	194,810
10/100 地域	4歳以上児	50,000	58,030	52,250		
	3歳児	63,600	71,210	65,430		
	1、2歳児				121,440	115,660
	乳児				197,730	191,950
6/100 地域	4歳以上児	48,700	56,730	51,100		
	3歳児	61,800	69,520	63,890		
	1、2歳児				118,140	112,510
	乳児				192,000	186,370
3/100 地域	4歳以上児	47,700	55,730	50,220		
	3歳児	60,600	68,230	62,710		
	1、2歳児				115,710	110,200
	乳児				187,680	182,170
その他 地域	4歳以上児	46,700	54,730	49,320		
	3歳児	59,300	66,950	61,540		
	1、2歳児				113,270	107,860
	乳児				183,360	177,950

(参考) 他制度の公立施設の使用料条例の例

〇〇〇〇特別養護老人ホーム条例

(使用料)

第五条 特別養護老人ホームの使用料は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 介護保険法第四十二条の二第二項第三号又は第四十八条第二項の規定により、要介護状態区分、特別養護老人ホームの所在する地域等を勘案して算定される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- 二 介護保険法第五十一条の三第二項第一号の規定により、特別養護老人ホームにおける食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 三 介護保険法第五十一条の三第二項第二号の規定により、特別養護老人ホームにおける居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

〇介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）
 - 二 介護保健施設サービス
- 2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

〇〇〇〇総合福祉センター条例
(負担金)

第14条 デイサービスセンターを利用する者は、負担金を納付しなければならない。

2 **負担金の額**は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**施行令**(平成18年政令第10号)**第17条各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、市長が定める基準により算定した額**とする。

〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)
(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円
 - イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの
 - ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零